

## 地方独立行政法人公立甲賀病院の第1期中期目標期間の終了時の 検討及び措置について

### 1. 趣旨

地方独立行政法人法第30条に基づき中期目標期間の終了時において、設立団体の長は、法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずる必要があります。

### 2. 法人の第1期中期目標期間における組織及び業務の実施状況

設立団体である公立甲賀病院組合は、法人の組織及び業務の実施状況について、地方独立行政法人公立甲賀病院評価委員会の意見を踏まえ、第1期中期目標期間中にこれまで実施してきた各年度評価に加え、第1期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「見込評価」という。）を行い、次期中期目標期間において念頭におくべき成果や課題の整理を行いました。

見込評価の指標による評価を実施する項目別評価においては、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項で「B：概ね計画どおり」、業務運営の改善及び効率化に関する事項で「A：計画どおり」、財務内容の改善に関する事項で「C：やや遅れている」と評価し、全体として、「中期目標、中期計画達成に向けやや遅れている」と評価しました。

(a) 主な評価すべき項目としては以下のとおりです。（見込評価より抜粋）

- ・心筋梗塞について緊急カテーテル手術の24時間体制や、心臓リハビリテーションによる社会復帰支援の取り組みは計画通りであり評価できる。
- ・救急医療について受入率100%に限りなく近づける努力を続けていただきたい。
- ・第二種感染症指定医療機関として、新型コロナ患者への対応をはじめ、県コントロールセンターへの職員派遣、PCR検査センターの運営など、圏域内の役割を果たしたことを評価する。
- ・ホームページのリニューアルや広報誌の発行などに積極的に取り組んでおり今後も継続されたい。
- ・大学医局との関係強化や研修機能の充実により医師確保が進んでいる点は評価できる。
- ・施設の充実と病院機能の強化について院内の審査会で検討のうえ、ニーズと予算に沿った機器整備が行われている。
- ・院長のリーダーシップのもと、職員の意識改革に積極的に取り組んでおられる。

(b) 一方で、主な改善すべき項目としては以下のとおりです。（見込評価より抜粋）

- ・圏域において当院小児科は1次・2次救急ともに重要な役割を担っており、小児科医師の安定的な確保が課題である。
- ・地域医療関係者及び介護福祉施設等との定期的な会議のほか、訪問を随時行うなど連携を深められたい。

- ・医療情報データの集積と分析及び活用のできる人材の育成にも努められたい。
- ・看護師の確保については、病院や看護専門学校の更なる努力と工夫を前提とし、行政等との連携により、潜在看護師の開拓など多面的な施策展開も検討されたい。
- ・新型コロナ病床確保補助金は一時的な経常収益に寄与したものであり、全職員が「自分事」として受け止め、収支改善に臨まれたい。

### 3. 中期目標期間終了時の検討結果

#### (1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

第1期中期目標の期間、法人は、地方独立行政法人制度の特徴を生かし、経営の効率化や迅速な意思決定など柔軟な業務運営を行うことにより、組織体制の整備や課題解決に努め、収益向上を目指しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大が病院運営や経営に大きな影響を及ぼした期間と重なり評価の判断が難しい面もあり、法人が示す各指標は達成に向けやや遅れる結果となりました。しかしながら当病院は、救急告示病院、災害拠点病院、地域医療支援病院、第二種感染症指定医療機関などの機能を有しながら甲賀保健医療圏域の中核病院として重要な役割を担っています。

については、評価結果を真摯に受け止め法人化した意義を再度認識し、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続することとします。

#### (2) 法人の組織のあり方・その他組織及び業務の全般

看護師不足の解消、休床の再開、病床利用率の向上、職員の意識改善などの課題を整理し、引き続き甲賀保健医療圏域の中核病院としての責務を果たすとともに、持続可能な病院経営を実現するために業務運営及び経営の改善並びに効率化に取り組むことを求めます。

#### (3) 所要の措置

見込評価の結果及び評価委員会からの意見を踏まえた第2期中期目標を策定し、法人に指示します。

#### 【参考】地方独立行政法人法

##### (中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。